

# 岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第18回本部員会議

日 時：平成30年12月25日（火）  
7時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 防疫措置の対応について

II 今後の対応について

# I 防疫措置の対応について

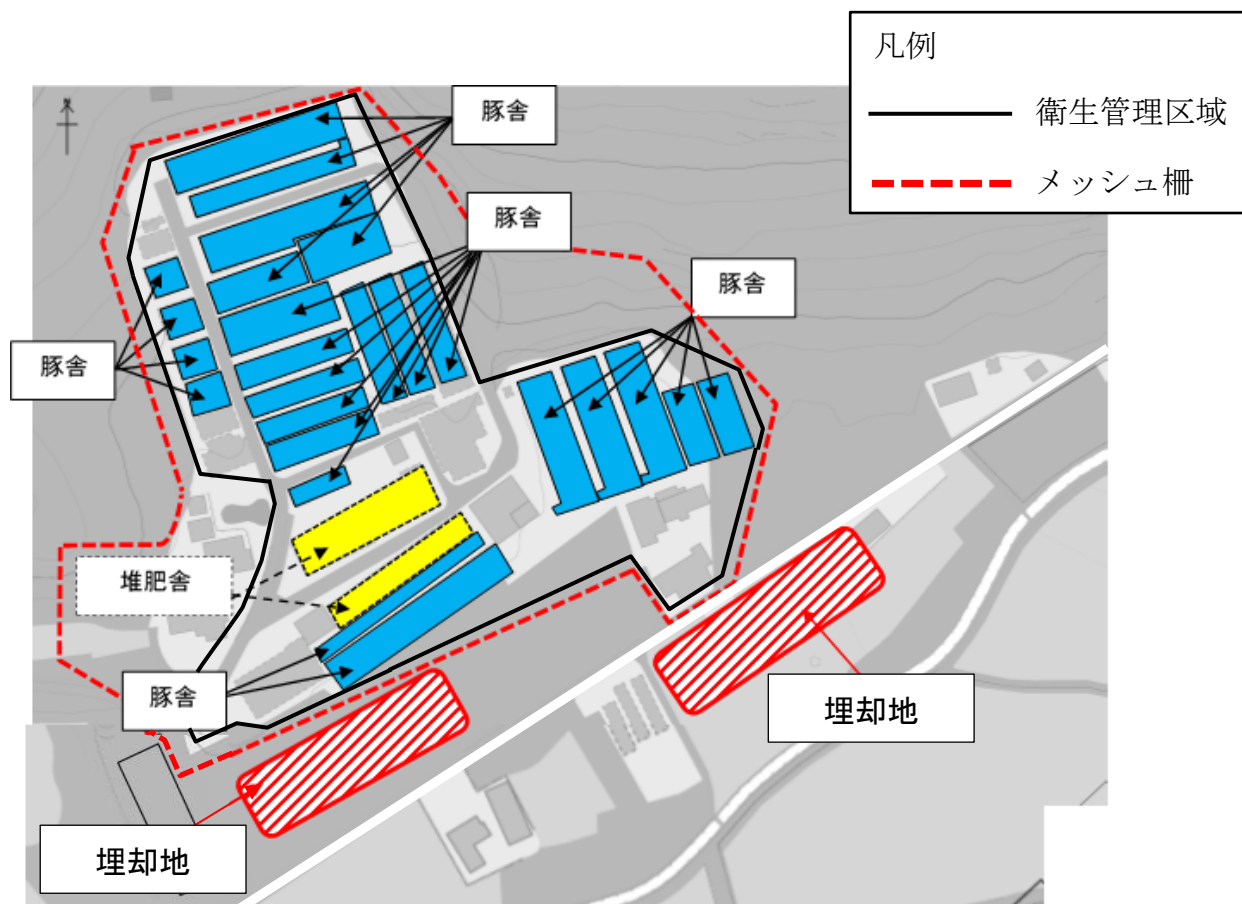
## 1 発生農場の位置図

(1) 発生農場：非公表



飼養状況 繁殖豚 871頭 子豚 6,676頭 合計 7,547頭

<敷地図>



## 2 発生からこれまでの経緯

1 2月 8日(土)～22日(土)

岐阜県畜産研究所及びいのしし飼育施設での発生に伴う

清浄性検査(3回 計90頭)を実施  
(週1回、30頭/回)

〔臨床検査、抗体検査、遺伝子検査、血液検査〕  
すべて異常なし

1 2月15日(土)～22日(土)

出荷豚検査(6回 計578頭)を実施

〔臨床検査、遺伝子検査 すべて異常なし〕

1 2月23日(日)～24日(月)

出荷豚検査(68頭)を実施

〔臨床検査 すべて異常なし〕  
〔遺伝子検査 1頭異常あり〕

1 2月24日(月)

7:00 当該農家に移動自粛を要請

9:30 中央家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施

15:00 剖検開始(4頭)

(異常豚1頭、同居豚1頭、横臥豚1頭、死亡豚1頭)

21:00 移動制限区域内農場(2農場)への事前連絡

21:20 PCR検査開始

※上記4頭の臓器、19頭(うち3頭は重複)の血清

1 2月25日(火)

4:20 PCR検査結果 2頭 陽性

5:30 国との協議を経て、疑似患者と決定

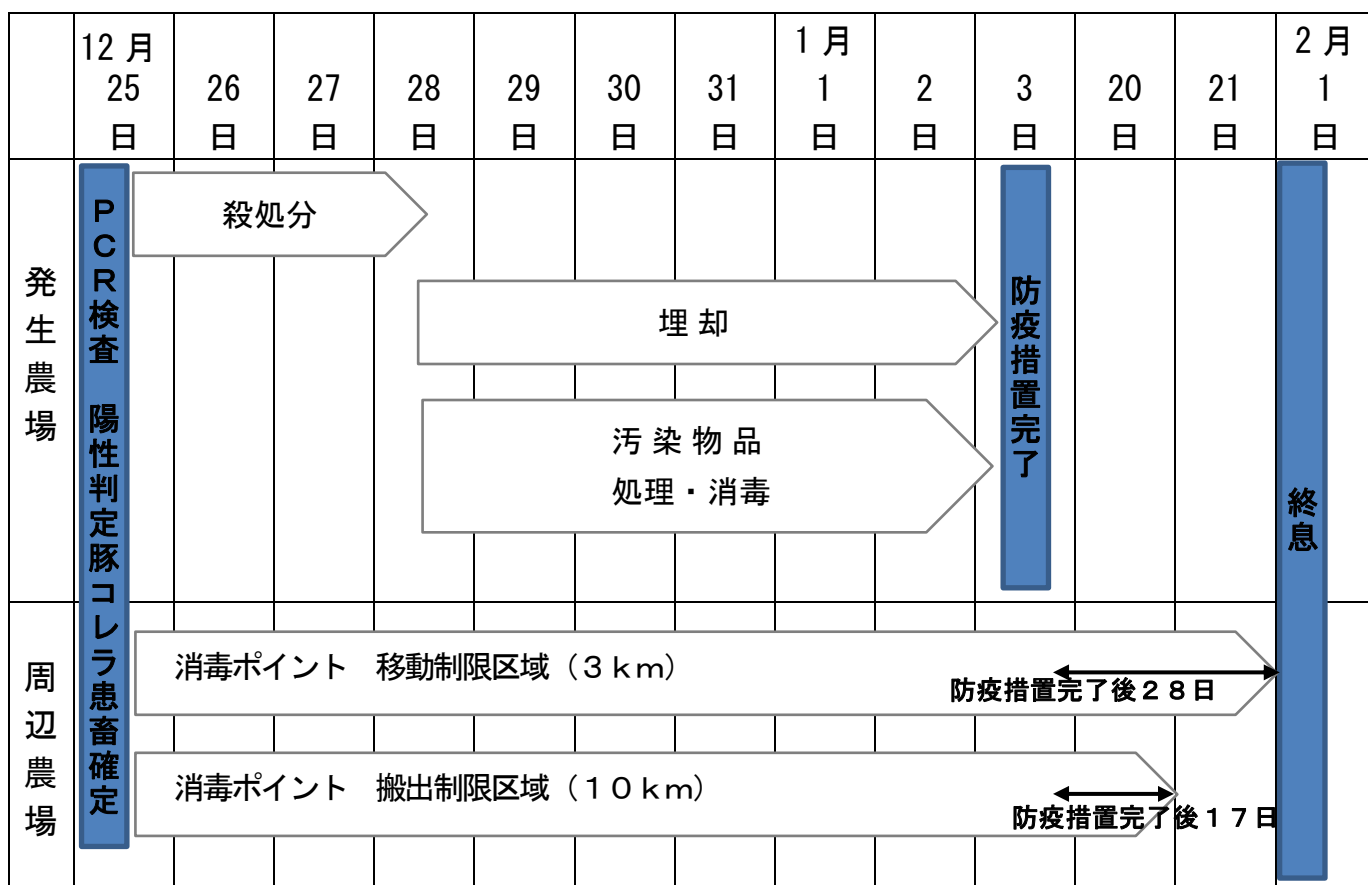
移動制限区域内の2農場へ移動制限を実施

搬出制限区域内の1農場へ搬出制限を実施

発生農場と交差の恐れがある農場(16農場)に病原体を広げるおそれがある物品の移出を制限

### 3 防疫措置について

#### (1) スケジュール



※2, 000頭までの目安時間(殺処分24時間、埋却72時間)をベースに設定。

殺処分: 豚コレラ患畜確定から、90時間(3.75日)以内に殺処分

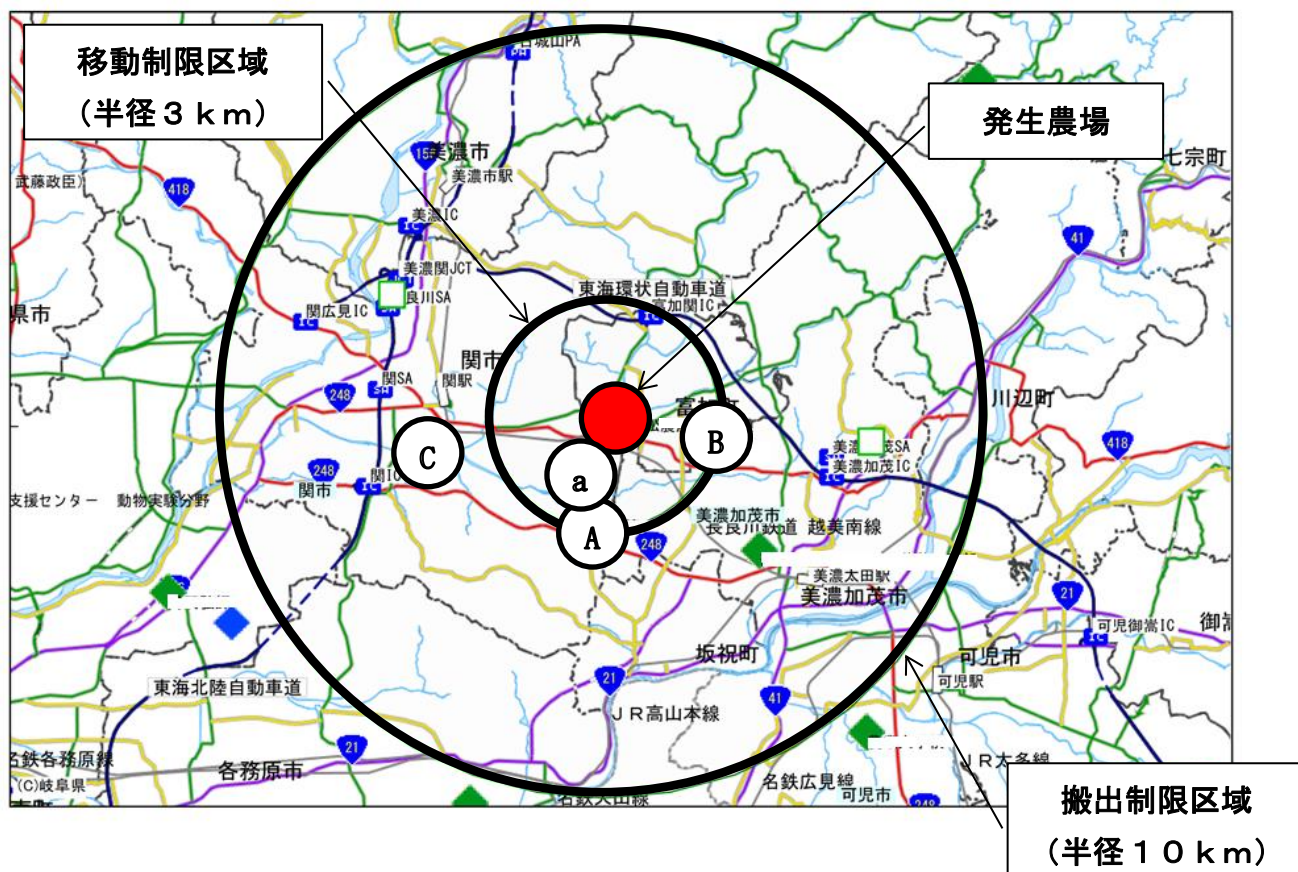
埋却: 豚及び汚染物品について、270時間(11.25日)以内に埋却処分

#### (2) 防疫体制(予定)

	獣医	県職員	自衛隊	市町村職員	民間業者	合計
殺処分、農場消毒	370	1,566	738			2,674
埋却作業		680	890		522	2,092
消毒ポイント		222		111	102	435
集合場所等		915		30		945
合計	370	3,383	1,628	141	624	6,146

#### 4 移動・搬出制限区域について

- (1) 移動制限区域（発生農場から半径 3 km 圏内） 2 農場、1 と畜場
- (2) 搬出制限区域（発生農場から半径 10 km 圏内） 1 農場



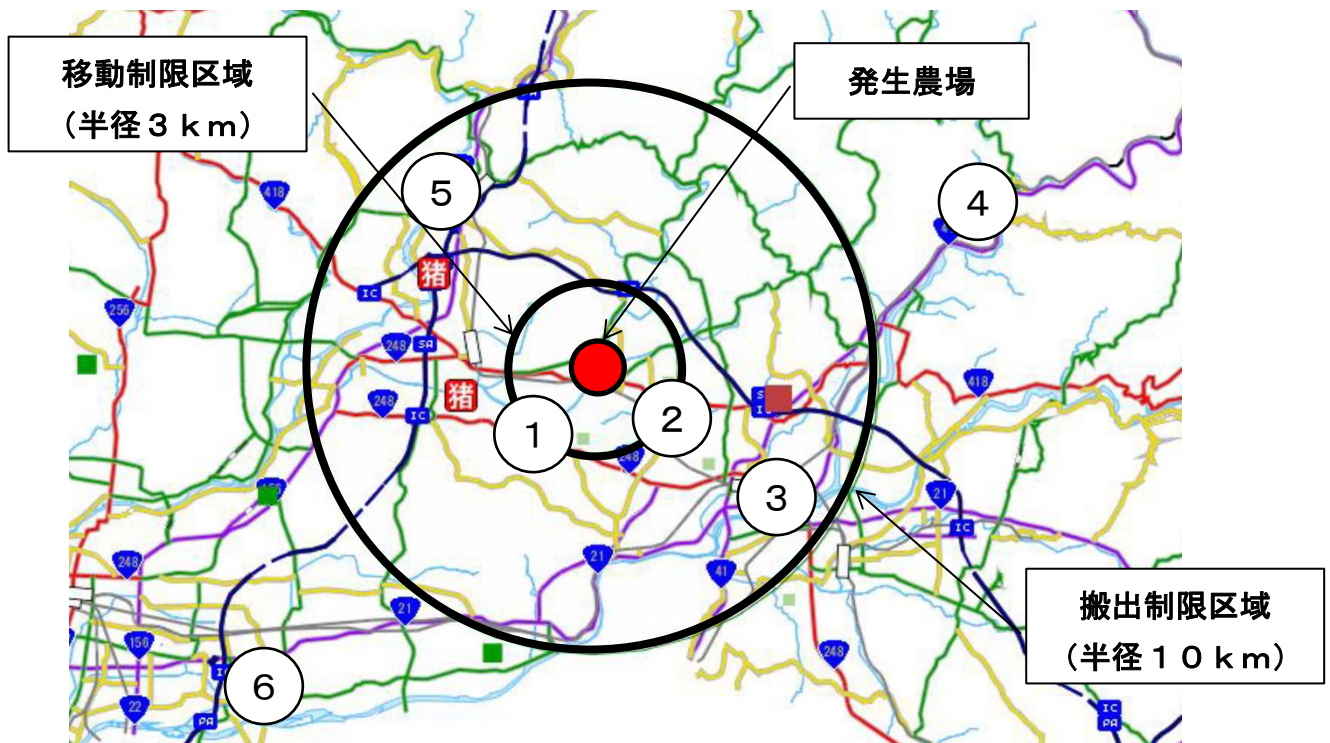
移動制限区域内（0～3 km 範囲内）		
A	A農場	1, 095頭
B	B農場	683頭
a	と畜場	—
計		1, 778頭

[12月24日 16時現在]

搬出制限区域内（3～10 km 範囲内）		
C	C農場	1頭

[12月24日 16時現在]

## 5 消毒ポイントについて



	路線	場所	備考
①	国道 248 号	関市西田原	継続
②	国道 418 号	美濃加茂市蜂屋町	新規
③	国道 21 号	美濃加茂市古井町	継続
④	国道 41 号	加茂郡七宗町中麻生	継続
⑤	県道 94 号	美濃市生櫛	継続
⑥	県道 95 号	各務原市前渡西町	新規

太字は、今回追加する消毒ポイント。

①、③、④は、岐阜県農業大学校において豚コレラが発生した時に設置した消毒ポイントを継続使用。

⑤は、いのしし飼育施設において豚コレラが発生した時に設置した消毒ポイントを継続使用。

## II 今後の対応について

### 1 移動制限区域、搬出制限区域内の農場の制限について

- ・区域内の農場の豚、飼料、排泄物等の移動の制限  
移動制限区域：2農場（A農場、B農場）  
移動制限区域内の農場は、「岐阜県監視対象農場衛生プログラム」を確認し、国と協議を行ったうえで、出荷を再開
- ・区域内の農場の豚、飼料、排泄物等の搬出の制限  
搬出制限区域：1農場（C農場） ※ 出荷なし

### 2 発生農場と交差の恐れがある農場（16農場）への対応

- ・家畜伝染病予防法第32条に基づき、病原体を広げるおそれがある物品の移出の禁止
- ・立入検査の実施
- ・1日2回の報告徴求
- ・発生農場と交差の恐れがある農場は、「岐阜県監視対象農場衛生プログラム」を確認し、国と協議を行ったうえで、出荷を再開

### 3 と畜場における対応について

#### (1) 移動制限区域内と畜場（関市内）

- ・家畜伝染病予防法第33条に基づき、移動制限区域内のと畜場の事業を停止
- ・現在実施中の「と畜場を再開するためのバイオセキュリティー要件」を確認したうえで、と畜場の安全性が確認できれば、事業停止を解除し、再開

#### (2) 発生農場と交差の恐れがあると畜場（岐阜市内）

- ・「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティー要件」を確認したうえで、搬入・出荷を継続